

1. 相模湾岸地域における高さ制限

相模湾岸地域の市街化区域は、下図のように高度地区・景観計画・風致地区等により、ほとんどの場所で10～20mの高さ制限がある。第一種住居地域（容積200%）については、概ね15mに高さ制限されている。

	湯河原	真鶴	小田原	二宮	大磯	平塚	茅ヶ崎	藤沢	鎌倉	逗子	葉山	横須賀	三浦
高度地区等による高さ制限													
1種・2種中高層住居専用地域	15m(景観計画)	臨海地区 15m(容積率200%)	15m(12m)	13m	13m	15m JR以南でR129～花水川	15m		15m(景観地区)	12m(まちづくり条例)	12m	15m	
1種・2種・準住居地域	15m(景観計画)	普通住宅地区 12m(容積率200%)	15m	15m	15m	15m JR以南でR129～花水川			15m(景観地区)	12m(まちづくり条例)	12m	15m	
近隣商業地域	18m(景観計画)	沿岸景観特別地区 10m(容積率100%)	20m	20m	15m	15m JR以南でR129～花水川			15m(景観地区)	15m(まちづくり条例)	15m	31m	
準工業地域	15m(景観計画)	(全て景観計画)	15m	15m	15m					15m(まちづくり条例)		20m	
風致地区・第一種低層住居専用地域による高さ制限													
1種低層住居専用地域	10mか12m(都市計画で決定)												
1種風致地区 (1種風致内の場所・用途地域等)			8m 調整区域			8m 調整区域				8m			8m
2種風致地区 (2種風致内の場所・用途地域等)			8m 調整区域						8m				
3種風致地区 (3種風致内の場所・用途地域等)									10m 第一種低層等				
4種風致地区 (4種風致内の場所・用途地域等)						15m 第一種中高層地域等		15m 第一種住居地域 近隣商業地域等		15m 第一種住居地域 準工業地域等	15m 第一種住居地域 近隣商業地域等	15m 第一種住居地域 第二種住居地域等	15m 第一種住居地域 近隣商業地域等
海岸周辺における 第一種住居地域の高さ制限	15m	12m 普通住宅地区	15m	15m	15m	15m		15m	10m～15m	15m	15m	15m	15m

